

株式会社 小柳組 一般事業主行動計画 次世代法・女性活躍推進法 一体型

社員が仕事や家庭を両立し、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間

【内容】

目標:女性キャリア促進

令和7年9月30日までに、工事現場において施工管理が可能な現場監督員1名の育成

《対策》

令和5年10月～

- ・女性労働者へヒアリングを行い、キャリア育成促進のための研修内容を検討
- ・育児休業に関する規定の詳細について検討
- ・年次有給休暇の取得促進のための措置を検討
- ・インターンシップ等、就業体験の機会を積極的に提供、次世代育成支援を行う

令和6年3月～

- ・研修を実施し、女性労働者の意識向上・管理職への啓発を行う